

県人事委員会、ボーナスを減額勧告

月例給は据え置き。県教委も同様の提示！

青森県人事委員会は、11月4日、令和2年度度の県職員の給与について勧告を出しました。今年度の人事院勧告は10月に、一時金と月例給について別々に出されましたが、本県では一括の勧告となりました。

県人事委員会の勧告は、人事院勧告と同様で、一時金は引下げ勧告となりました。コロナ禍の下で奮闘する多くの県職員にとって働く意欲をそぐものであり、なおかつ、東北最低レベルを再度更新するもので、納得のいくものではありません（岩手県は据え置き）。さらに、教職員の場合、成績率との関係もあり、実際の支給はこの月数より減っていることにも注意が必要です。

県教育委員会職員福利課は11月5日、県内三教組に対して、この人事委員会勧告に基づく令和2年度の給与改定検討案を提示しました。人事委員会勧告に倣い、期末手当の支給割合を0.05月引き下げるとしており、教職員に対する配慮は見られません。今後、賃金確定に向けて交渉を行っていきます。

令和2年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<本年の給与等に関する報告及び勧告のポイント>
 月例給は据置き、ボーナスは引下げ
 ① 給料表は改定なし
 ② ボーナスは引下げ（期末手当の支給月数を年間0.05月分引下げ）

